

いばらきがん患者トータルサポート事業（社会参加サポート事業）
補助金交付要項

（通則）

第1条 いばらきがん患者トータルサポート事業（社会参加サポート事業）補助金（以下「補助金」という。）については、各年度の予算の範囲内において交付するものとし、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要項の定めるところによる。

（目的）

第2条 知事は、薬物療法、放射線療法等による脱毛や手術療法等による乳房切除など、がん治療による外見変貌を補完する補整具（ウィッグ又は乳房補整具）（以下「補整具」という。）の購入や貸与を受ける場合に要する費用を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

（補助の対象及び補助額）

第3条 補助金は、別表の第1欄に定めるがん患者が、別表の第2欄に掲げる補整具を購入又は貸与を受けた場合に、その購入又は貸与に要した経費について、原則としてがん患者に対して交付するものとする。

2 本補助金の額は、助成事業に要する別表の第3欄に掲げる経費の額に、同表の2分の1を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を上限とし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）以下とする。

なお、同一補整具について、県内市町村が実施する同種の助成を受けている場合は、対象経費からその金額を減じた額に、同表の2分の1を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を上限とし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）以下とする。

（交付申請及び実績報告の様式等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次により関係書類を提出するものとする。

（1）補助金の交付の申請及び実績報告

① 規則第4条の申請書及び同第13条の実績報告書は、いばらきがん患者トータルサポート事業（社会参加サポート事業）補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「申請書」という。）によるものとする。
申請者は、茨城県知事あてに提出するものとし、書類の送付先は公益社団法人茨城県看護協会（以下「協会」という。）とする。

② 規則第4条に規定する関係書類は次のとおりとし、申請書に添付しな

なければならない。

ア 治療内容に関する説明書や診断書、治療方針計画書などの写し（がん治療を受けた又は現に受けていることを証明する書類に限る。）

イ 補整具の購入・貸与に係る領収証書（購入・貸与を受けた日、品名、金額の記載のあるもの。）

ウ ウィッグは全頭用であることが、乳房補整具は補正下着又は人工乳房などであることがわかるもの。

エ 住民票（発行から概ね3か月以内であり、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。）

オ 県内市町村が実施する同種の助成を受けている場合、当該助成内容が分かる書類

カ その他知事が必要と認める書類

③ 規則第4条に定める申請書を提出しなければならない所定の期日については、補整具を購入又は貸与を受けた日から1年以内とする。

④ 知事は、助成の実施のため必要があると認めたときは、申請書（（2）に定める書類を含む。）の記載事項について、申請者、治療を受けた医療機関及び補整具の購入・貸与先等に対して、聴取できるものとする。

（2）補助の決定、交付額確定及び補助金の支給

① 知事は、申請書受理後、内容を審査の上、補助することを決定及び交付額を確定したときは、いばらきがん患者トータルサポート事業（社会参加サポート事業）交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）（以下「交付通知」という。）により申請者に通知することとし、原則として指定された申請者の金融機関の口座を通じて補助金を支給することとする。

② 知事は、申請書受理後、内容を審査の上、助成しないことを決定したときは、理由を付していばらきがん患者トータルサポート事業（社会参加サポート事業）不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請のみなし取り下げ）

第5条 知事は、関係書類の不備等があり、協会及び知事が指定する期間内に申請者が補正を行わない場合で30日以内に補正を行うよう書面により求めてもなお関係書類の補正等が行われなかった場合、その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められる場合には、当該補助金の申請が取り下げられたものとみなす。

（関係帳簿の整備）

第6条 本事業を実施するに当たり、台帳（様式第4号）を備え、必要な事項を記載しておくこととする。

2 補助金と事業に係る証拠書類等については、助成事業終了の年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(交付決定の取消等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合には、第4条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

- (1) 申請者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき
- (2) 申請者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は知事の指示に違反したとき
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 補助事業者が、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するに至ったとき

(補助金の返還)

第8条 申請者が、本要項に違反し、その他不正な行為により補助金の支給を受けた場合は、補助金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、この事業の実施のために必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、令和7年5月21日以降に協会に申請書類が送達されたものから適用し、令和7年7月8日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 補助対象者	次に掲げる要件をすべて満たすがん患者（以下、「補助対象者」という。）のために、第 2 欄に掲げる補整具を購入した者又は貸与を受けた者。（補助対象者本人に限る。） （１）申請日時点において茨城県内に住所を有すること。 （２）次のいずれかに該当すること。 ア がんの治療（薬物療法、放射線療法等）を受けた者又は現に受けている者であって、第 2 欄アに掲げる補整具を必要とする者 イ 申請日時点から過去 1 年 6 月以内に乳がんの治療（手術療法（予防的両側乳房切除術を含む。））を受けた者であって、第 2 欄イに掲げる補整具を必要とする者 （３）過去に、今回申請しようとする補整具と同じ区分に属する補整具により本補助金による助成を受けていないこと。
2 補助事業となる補整具	次に掲げるもの。ただし、申請日時点から過去 1 年以内に購入したもの又は貸与を受けたものに限る。 ア 全頭かつら及び装着に必要な頭皮保護用のネット イ 補整下着等の乳房補整具 ※対象者一人当たりそれぞれ 1 回限りとする。また、付属品及びケア用品を除く。
3 補助対象経費	第 2 欄に掲げる補整具の購入又は貸与を受けた経費（補整具の購入又は貸与を受けるために要した交通費及び郵送費等は除く。） ただし、同一補整具について、県内市町村が実施する同種の助成を受けている場合は、対象経費からその金額を減じた額とする。
4 補助上限額	20 千円